

# 日本物理教育学会細則

平成11年 6月12日理事会決定

平成27年 3月28日理事会改訂

平成29年12月16日理事会改訂

令和元年 6月15日理事会改訂

令和 5年 4月8日 理事会改訂

令和 6年 4月6日 理事会改訂

## 第1章 会員

第1条 本会に入会を希望する者は、入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。申込書の記入事項は次のとおりである。

(1) 正会員になろうとする者

氏名、生年月日、住所、メールアドレス、勤務先、会誌および通信の受領先、最終出身学校および卒業年月

(2) 賛助会員になろうとする者

(i) 個人の場合は(1)に準ずる諸項、団体の場合は名称、事業所所在地、代表者、連絡責任者

(ii) 口数および会費年額

(3) 準会員になろうとする場合

所属しようとする地方支部の規定による。

第2条 会員としての資格は、理事会が入会を承認した日に始まり、定款第14条により会員の資格を喪失した日、または除名処分を受けた日に終る。

2 会員は退会届を添えて申し出ることにより退会することができる。

第3条 会員は、入会申込書に記載した事項に変更があった場合には、速やかに届け出なければならない。

## 第2章 会費

第4条 会員は、毎年3月末までに同年4月から向う1ヵ年分の会費を払い込まなければならない。

2 名誉会長および名誉会員の会費は全額免除とする。

3 学生の正会員は申請により4,000円に減免することができる。

4 20年以上継続して会員であって満65歳に達した正会員は、申請により翌年度から年会費を5,000円に減免することができる（シニア会員と称する）。

第5条 年度の途中で入会する者も、その年度の会費の全額を払い込まなければならない。それによって当該年の1号からの機関誌の配布を受ける。

第6条 外国会員または長期在外の会員で、居住地に機関誌その他の送付を受けようとする者は、定款に定める会費のほかに郵送料の実費を払い込まなければならない。

## 第3章 会誌その他刊行物

第7条 希望する機関または法人は会誌の定期購読をすることができる。

2 年間購読料は10,000円とする。それによって当該年の1号からの機関誌の配布を受ける。

3 購読料納入についての諸事務費用は必要に応じて別途申し受けることがある。

## 第4章 役員選挙等

第8条 理事および監事は、あらかじめ公告された候補者から投票で選任する。

第9条 前条の候補者は、支部または理事の推薦した正会員の中から理事会の決議により選ぶ。

第10条 投票は定時総会で行ない、候補者の氏名は定時総会議案書に公示する。投票は、無記名・連記投票とする。

第11条 定時総会ののちの新理事会で会長、副会長および常務理事を互選する。

## 第5章 常務理事の職務分担

第12条 常務理事の職務分担は下記のとおりとする。

(1) 庶務理事

◇会員の入退会

◇役員選挙，総会，理事会，評議員会の準備

◇規定の制定および改廃の起案

◇学術講演会その他の事業の準備

◇刊行物の出版部数の調整，発送，残部の保管および交換雑誌等の保管

◇そのほか他の理事の分担に属しない事項

(2) 会計理事

◇基本財産，運用財産の保管

◇金銭の出納

◇予算，決算その他経理に関する事項

(3) 編集理事

◇刊行物の編集，印刷

(4) 電子システム理事

◇ニューズレター，学会ウェブサイト等の電子的情報の編集，発信

◇その他本会業務の効率化のための電子化の推進

## 第6章 地方支部

第13条 地方支部に対しては所定予算の範囲内においてその経費の一部を補助することができる。

2 地方支部長は理事会に出席して意見を述べることができる。

3 地方支部の運営については，その支部において規則を定め，理事会の承認を受ける。

## 附則

1. 本細則は理事会の議決によって改訂することができる。

2. 本細則は令和元年 6 月 15 日の理事会において改訂し令和元年 6 月 15 日から適用する。